

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 関東 1 - 8

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年 5月20日

【会社名】 中部電力株式会社

【英訳名】 Chubu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林 欣吾

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東新町 1 番地

【電話番号】 052-951-8211（代表）

【事務連絡者氏名】 経営管理本部財務グループ長 島岡 正孝

【最寄りの連絡場所】 名古屋市東区東新町 1 番地

【電話番号】 052-951-8211（代表）

【事務連絡者氏名】 経営管理本部財務グループ長 島岡 正孝

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第557回社債（一般担保付）（5年債）30,000百万円  
第558回社債（一般担保付）（10年債）20,000百万円  
計 50,000百万円

## 【発行登録書の内容】

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 提出日               | 2020年 9月24日      |
| 効力発生日             | 2020年10月 2日      |
| 有効期限              | 2022年10月 1日      |
| 発行登録番号            | 2 - 関東 1         |
| 発行予定額又は発行残高の上限(円) | 発行予定額 500,000百万円 |

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

| 番号           | 提出年月日       | 募集金額(円)                                | 減額による訂正年月日 | 減額金額(円) |
|--------------|-------------|--|------------|---------|
| 2 - 関東 1 - 1 | 2021年 7月 9日 | 10,000,000,000円                        | -          | -       |
| 2 - 関東 1 - 2 | 2021年 9月 1日 | 30,000,000,000円                        | -          | -       |
| 2 - 関東 1 - 3 | 2021年10月 7日 | 23,100,000,000円                        | -          | -       |
| 2 - 関東 1 - 4 | 2021年11月12日 | 12,000,000,000円                        | -          | -       |
| 2 - 関東 1 - 5 | 2021年12月 2日 | 50,000,000,000円                        | -          | -       |
| 2 - 関東 1 - 6 | 2022年 2月18日 | 30,000,000,000円                        | -          | -       |
| 2 - 関東 1 - 7 | 2022年 4月 8日 | 50,000,000,000円                        | -          | -       |
| 実績合計額(円)     |             | 205,100,000,000円<br>(205,100,900,000円) | 減額総額(円)    | なし      |

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 294,900,000,000円  
(294,899,100,000円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

中部電力株式会社 静岡支店

(静岡市葵区本通二丁目4番地の1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

|                  |   |
|------------------|---|
| 銘柄               | 中部電力株式会社第557回社債（一般担保付）  |
| 記名・無記名の別         |   |
| 券面総額又は振替社債の総額(円) | 30,000百万円   |
| 各社債の金額(円)        | 100万円   |
| 発行価額の総額(円)       | 30,000百万円   |
| 発行価格(円)          | 額面100円につき金100円  |
| 利率(%)            | 年0.380%   |
| 利払日              | 毎年5月25日および11月25日  |
| 利息支払の方法          | <p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年5月25日および11月25日におのおのその日までの前6か月分を支払う。ただし、発行日の翌日から2022年11月25日までの利息は同年11月25日に支払う。この場合ならびに償還の場合に6か月に満たないときは日割でこれを計算する。この計算の結果、利息に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p>  |
| 償還期限             | 2027年5月25日<br>（別記「償還の方法」欄「2．償還の方法および期限」参照）  |
| 償還の方法            | <p>1．償還価額</p> <p>額面100円につき金100円。</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 満期償還</p> <p>(イ) 本社債の元金は、2027年5月25日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記（（注）「3．期限の利益喪失に関する特約」）に定めるところによる。</p> <p>(ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却</p> <p>当社は、別記「振替機関」欄の振替機関が規定する業務規程等に別途定める場合を除き、発行日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p> |
| 募集の方法            | 一般募集  |
| 申込証拠金(円)         | 額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。  |
| 申込期間             | 2022年5月20日  |
| 申込取扱場所           | 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店   |

|                |                                      |
|----------------|--------------------------------------|
| 払込期日           | 2022年5月26日                           |
| 振替機関           | 株式会社証券保管振替機構<br>東京都中央区日本橋兜町7番1号      |
| 担保             | 電気事業法附則第17項に基づく一般担保                  |
| 財務上の特約(担保提供制限) | 該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） |
| 財務上の特約(その他の条項) | 該当条項なし                               |

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社はR & IからA+の信用格付を2022年5月20日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当社はムーディーズからA3の信用格付を2022年5月20日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスクおよびデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスクおよびその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付もしくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性および特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体または債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、または公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

(3) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからAAの信用格付を2022年5月20日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りがある可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

2. 各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、同法第67条第1項の規定に基づき、社債券を発行することができない。ただし、社債等振替法第67条第2項に定められる場合には、社債権者は当会社に社債券を発行することを請求できる。この場合、かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、各社債の金額の分割または併合は行わない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債につき期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号および第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本(注)4、本(注)5、本(注)6および本(注)8の規定に違背し、その違背判明後社債管理者の指定する60日以上期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が破産手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受け、または解散（合併の場合を除く。）をしたとき。
- (6) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認めたとき。

4. 社債管理者への通知

当社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知をしなければならない。

- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、当社の事業経営に重大な影響のある合併、会社分割、株式交換または株式移転をしようとするとき。

5. 社債管理者の調査権限

社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。

## 6. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書およびそれらの添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

## 7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項に定められた社債権者のための異議を述べる権限を行使しない。

## 8. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがあるものを除き、官報ならびに当社および社債管理者の定款所定の公告方法または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

## 9. 時効

本社債元利金の支払請求権は、元金については償還期日の翌日から10年間、利息についてはおのおの支払期日の翌日から5年間これを行使しないときは消滅する。

## 10. 社債権者集会の招集地

本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

## 11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が規定する業務規程等に基づき支払われる。

## 12. 発行代理人および支払代理人

株式会社三井住友銀行

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

## (1) 【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称            | 住所                  | 引受金額<br>(百万円) | 引受けの条件  |
|-----------------------|---------------------|---------------|---|
| 大和証券株式会社              | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号   | 12,000        | 1. 引受人は本社債の全額につき連帯して引受けなれば、募集の取扱をなし、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。<br>2. 引受手数料は、総額6,250万円とする。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目9番2号   | 6,000         |   |
| みずほ証券株式会社             | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号   | 6,000         |   |
| 東海東京証券株式会社            | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 | 6,000         |   |
| 計                     |                     | 30,000        |   |

## (2) 【社債管理の委託】

| 社債管理者の名称    | 住所                | 委託の条件  |
|-------------|-------------------|--|
| 株式会社三井住友銀行  | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 1. 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。<br>2. 本社債の管理手数料については社債管理者に期中において年間42万円を支払うこととしている。 |
| 株式会社みずほ銀行   | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 |  |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 |  |

## 3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

|                  |  |
|------------------|--|
| 銘柄               | 中部電力株式会社第558回社債（一般担保付）（グリーンボンド）  |
| 記名・無記名の別         |  |
| 券面総額又は振替社債の総額(円) | 20,000百万円  |
| 各社債の金額(円)        | 100万円  |
| 発行価額の総額(円)       | 20,000百万円  |
| 発行価格(円)          | 額面100円につき金100円   |
| 利率(%)            | 年0.624%  |
| 利払日              | 毎年5月25日および11月25日   |
| 利息支払の方法          | <p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年5月25日および11月25日におのおのその日までの前6か月分を支払う。ただし、発行日の翌日から2022年11月25日までの利息は同年11月25日に支払う。この場合ならびに償還の場合に6か月に満たないときは日割でこれを計算する。この計算の結果、利息に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p>  |
| 償還期限             | 2032年5月25日<br>（別記「償還の方法」欄「2．償還の方法および期限」参照）   |
| 償還の方法            | <p>1．償還価額</p> <p>額面100円につき金100円。</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 満期償還</p> <p>(イ) 本社債の元金は、2032年5月25日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記（（注）「3．期限の利益喪失に関する特約」）に定めるところによる。</p> <p>(ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却</p> <p>当社は、別記「振替機関」欄の振替機関が規定する業務規程等に別途定める場合を除き、発行日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。</p> |
| 募集の方法            | 一般募集   |
| 申込証拠金(円)         | 額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。   |
| 申込期間             | 2022年5月20日   |
| 申込取扱場所           | 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店  |
| 払込期日             | 2022年5月26日   |
| 振替機関             | 株式会社証券保管振替機構<br>東京都中央区日本橋兜町7番1号  |
| 担保               | 電気事業法附則第17項に基づく一般担保  |



|                |                                      |
|----------------|--------------------------------------|
| 財務上の特約(担保提供制限) | 該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。） |
| 財務上の特約(その他の条項) | 該当条項なし                               |

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社はR & IからA+の信用格付を2022年5月20日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当社はムーディーズからA3の信用格付を2022年5月20日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスクおよびデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスクおよびその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付もしくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性および特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体または債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、または公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

(3) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからAAの信用格付を2022年5月20日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りがある可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

## 2．各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、同法第67条第1項の規定に基づき、社債券を発行することができない。ただし、社債等振替法第67条第2項に定められる場合には、社債権者は当会社に社債券を発行することを請求できる。この場合、かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、各社債の金額の分割または併合は行わない。

## 3．期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次の各場合には本社債につき期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号および第(2)号の規定に違反したとき。
- (2) 当会社が本(注)4、本(注)5、本(注)6および本(注)8の規定に違反し、その違背判明後社債管理者の指定する60日以上期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当会社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当会社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当会社が破産手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受け、または解散（合併の場合を除く。）をしたとき。
- (6) 当会社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当会社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認めたとき。

## 4．社債管理者への通知

当会社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知をしなければならない。

- (1) 当会社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 当会社が当会社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、当会社の事業経営に重大な影響のある合併、会社分割、株式交換または株式移転をしようとするとき。

## 5．社債管理者の調査権限

社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。

## 6．社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当会社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当会社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当会社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書およびそれらの添付書類を関東財務局長に

提出した場合には、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

#### 7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項に定められた社債権者のための異議を述べる権限を行使しない。

#### 8. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがあるものを除き、官報ならびに当社および社債管理者の定款所定の公告方法または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

#### 9. 時効

本社債元利金の支払請求権は、元金については償還期日の翌日から10年間、利息についてはおのおの支払期日の翌日から5年間これを行使しないときは消滅する。

#### 10. 社債権者集会の招集地

本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

#### 11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が規定する業務規程等に基づき支払われる。

#### 12. 発行代理人および支払代理人

株式会社三井住友銀行

## 4 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

## (1) 【社債の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所                  | 引受金額<br>(百万円) | 引受けの条件  |
|------------|---------------------|---------------|---|
| みずほ証券株式会社  | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号   | 11,000        | 1. 引受人は本社債の全額につき連帯して引受けならびに募集の取扱をなし、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。<br>2. 引受手数料は、額面100円につき金30銭とする。 |
| 野村證券株式会社   | 東京都中央区日本橋一丁目13番1号   | 4,000         |   |
| 東海東京証券株式会社 | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 | 3,000         |   |
| しんきん証券株式会社 | 東京都中央区京橋三丁目8番1号     | 2,000         |   |
| 計          |                     | 20,000        |   |

## (2) 【社債管理の委託】

| 社債管理者の名称    | 住所                | 委託の条件  |
|-------------|-------------------|--|
| 株式会社三井住友銀行  | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 1. 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。<br>2. 本社債の管理手数料については社債管理者に期中において年間28万円を支払うこととしている。 |
| 株式会社みずほ銀行   | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 |  |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 |  |

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(百万円) | 発行諸費用の概算額(百万円) | 差引手取概算額(百万円) |
|--------------|----------------|--------------|
| 50,000       | 134            | 49,866       |

(注) 上記金額は第557回社債および第558回社債（グリーンボンド）の合計金額である。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額49,866百万円のうち、第557回社債の差引手取概算額である29,931百万円については、設備資金、借入金返済資金、社債償還資金および中部電力パワーグリッド株式会社への貸付資金に2023年3月末までに充当する予定である。

第558回社債（グリーンボンド）の差引手取概算額である19,935百万円については、水力・バイオマス・風力の再生可能エネルギーの開発、建設、運営、改修に対する新規投資およびリファイナンスに2023年3月末までに充当する予定である。なお、調達資金の全額が適格プロジェクトへ充当されるまでの間、現金または現金同等物にて管理する予定である。

## 第2 【売出要項】

該当事項なし

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

< 中部電力株式会社第558回社債（一般担保付）（グリーンボンド）に関する情報 >

### グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンド発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1）および「グリーンボンドガイドライン2020年版」（注2）に則したグリーンボンド・フレームワークを策定し、第三者評価機関であるDNV ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下「DNV」という。）より上記基準等に対する適格性の評価を受けております。また、第三者評価を取得することに関し、環境省の2020年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業（注3）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるDNVは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

（注1）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

（注2）「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。

（注3）「2020年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は、発行時点において以下の全てを満たすものです。

(1) グリーンボンドの場合にあっては、調達資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、発行時点で以下 または のいずれかに該当すること。

サステナビリティボンドの場合にあっては、調達資金の50%以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであり、発行時点において以下 に該当し、かつ、ソーシャルプロジェクトを含む場合は環境面で重大なネガティブな効果がないこと。

主に国内の脱炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）

・調達資金額の半分以上が国内脱炭素化事業に充当されるまたはグリーンプロジェクト件数の半分以上が国内の脱炭素化事業であるもの

脱炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業

・脱炭素化効果 国内のCO2削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの

・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

(2) グリーンボンド・フレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること。

(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと。

中部電力

グリーンボンド・フレームワーク

### 1 調達資金の使途

当社グリーンボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアに該当するプロジェクト（以下、適格プロジェクト）に対する新規投資およびリファイナンスに充当される予定です。リファイナンスについては、グリーンボンドの発行日から遡って36ヶ月以内に支出したプロジェクトを対象とします。

< 適格クライテリア >

「再生可能エネルギーに関する事業」

水力・バイオマス・風力・太陽光・地熱の再生可能エネルギーの開発、建設、運営、改修に関する事業

## 2 プロジェクトの評価および選定のプロセス

再生可能エネルギーに関する事業を所管する部門が上記1に定める適格クライテリアに基づいてプロジェクトを評価のうえ候補を選定し、資金調達業務を所管する部門において適格プロジェクトを最終決定します。

## 3 調達資金の管理

調達した資金の充当と管理は、資金調達業務を所管する部門が行います。未充当資金の残高を少なくとも年次で確認し、資金充当完了までの間、適格プロジェクトの合計額がグリーンボンド発行額を下回らないように管理します。なお、調達資金の全額が適格プロジェクトへ充当されるまでの間、現金または現金同等物にて管理する予定です。

## 4 レポートニング

調達資金の全額が充当されるまでの間、年次で公表する「中部電力グループレポート（統合報告書）」または当社ホームページにて以下の項目を開示します。また、償還されるまでの間、資金充当状況やインパクトに重大な変化があった場合には、その旨開示する予定です。

### (1) 資金充当状況のレポートニング

- ・未充当金の残高
- ・充当金額
- ・調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（または割合）

### (2) インパクトレポートニング

適格プロジェクトによる環境改善効果については、守秘義務の範囲内、かつ、合理的に実行可能な限りにおいて、

以下の指標のいずれかまたは全てを開示します。

- ・再生可能エネルギー種別の設備容量（MW）
- ・再生可能エネルギー種別の発電量（kWh）
- ・再生可能エネルギー種別のCO2排出削減量（t-CO2/y）

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし



## 第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第97期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月28日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第98期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月6日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第98期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日) 2021年11月5日関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第98期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月4日関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2022年5月20日)までに、臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による)を2021年6月28日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日(2022年5月20日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日(2022年5月20日)現在においてもその判断に変更はありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

中部電力株式会社 本店

(名古屋市東区東新町1番地)

中部電力株式会社 静岡支店

(静岡市葵区本通二丁目4番地の1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

#### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし